

「令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金」の対象となった伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱

令和3年4月12日

伊予市告示第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者福祉施設等（以下「施設等」という。）が感染拡大防止のために実施する自主検査（PCR検査又は抗原検査であって、行政検査によらないものをいう。以下同じ。）に要する経費に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び要件)

第2条 補助の対象は、次のいずれかに掲げる者の自主検査の費用に係る本人負担分を負担した施設等を運営する法人等で、令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金について（令和3年4月2日付け3長第21号愛媛県保健福祉部長通知）別紙に定める令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）の規定により、当該補助金の交付決定を受けているものとする。

- (1) 入所系の施設等に新たに入所する者であって、市内に住所を有するもの
- (2) 市内の入所系施設等に入所を予定している市外に住所を有する者のうち、居住地の自治体に自主検査に要する費用の補助がない者
- (3) 市内施設等に従事する職員等

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、自主検査に要した費用の実費（医師の証明料等を除く。）

から県要綱による補助金の額を控除した額とし、利用者又は職員等1人につき1回限りの交付とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請は、県要綱による補助金の交付決定後30日以内に様式第1号により行うものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。この場合において、補助金を交付することと決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金等の返還)

第6条 規則第17条第1項に規定する通知は、様式第3号により行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和3年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第4条から第6条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。